

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

しんあるまち。で「新」生活。

始めてみませんか？

U/Iターンなどをする方に！



いま子育て中の方に！



【フラット35】 地域連携型 (子育て支援)

当初**5**年間の
借入金利

年**0.5%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ！

※1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。


○中央市若者世帯定住促進・子育て応援補助金
のご相談は



中央市
Chuo City

政策秘書課 ☎ 055-274-8512



【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35(通話無料)

営業時間 9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420(通話料金がかかります。)



中央市は中央自動車道で都心から約100分
で山梨県のほぼ中心に位置しています。
トマトやトウモロコシを始めとする農
産物が有名な一方、地域医療の拠点、山
梨大学医学部附属病院や大型商業施設も
立ち並ぶなど、自然と都市空間のバラ
ンスの取れた住みやすい街です。

中央市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

中央市若者世帯定住促進・子育て応援補助金

【主な要件】

- 次のいずれかの世帯に該当される世帯主の方
 - 定住促進・子育て応援補助金の交付申請時において、夫および妻のいずれも満40歳未満であるご夫婦
 - 定住促進・子育て応援補助金の交付申請時において、満40歳未満である親が世帯主であって、18歳以下の子と同居しているひとり親家庭
- 定住促進・子育て応援補助金の対象となる住宅
令和4年4月1日以降に所有権保存登記が完了した新築住宅及び建売住宅、並びに仲介等することにより取得した中古住宅であって、登記が完了した日から3か月が経過していない住宅。

【交付金額】

基本金額	25万円	+	転入要件	市外から転入する場合 (申請日を起点に過去3年間に住所を有していないこと) 25万円	+	加算要件	18歳以下の子どもがいる場合 1人につき10万円
------	------	---	------	--------------------------------------------------	---	------	-----------------------------

※上記の要件以外にも要件があります。詳細については、中央市政策秘書課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

【フラット35】 地域連携型 (子育て支援)

金利の引下げ期間

当初**5**年間

金利の引下げ幅

年**0.5%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。 ●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。 【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。 ●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ●【フラット35】は第三者に貸与する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。